

扱い	テレビ・ラジオ	1/31 病院への指示後、 解禁
	新聞	

## 英彦山病院水利使用の不適切事案について

～是正するよう指示しました～

医療法人 新光園 英彦山病院（以下、病院）に係る水利使用（流水の占用の許可：河川法第23条）について、九州地方整備局遠賀川河川事務所が現地立入等により状況を調査した結果、取水された流水について河川法第23条の手続きが取られずに病院の上水道以外の目的に使用されていることを確認しましたので、本日（1月31日）付けで病院に対して、是正措置を講じるとともに是正計画を作成し提出するよう、河川法第77条に基づく指示書の手交を行いました。

### 記

- ・水利権者 医療法人 新光園 英彦山病院
- ・河川名 遠賀川水系 彦山川
- ・取水口 田川郡添田町大字榎田字小拂 1636 番1 地先  
(彦山川 左岸 28k/750付近)
- ・確認内容
  - 目的外の使用箇所：田川郡東部じん芥処理センター
  - 目的外の使用状況：田川郡東部じん芥処理センター内焼却炉の冷却用水など
  - 目的外の使用期間：平成8年4月～現在
  - 目的外の使用水量：1日50～60m<sup>3</sup>程度（じん芥処理センター稼働日）

#### 【同時発表記者クラブ】

北九州地区記者クラブ  
田川地区記者クラブ  
(FAX投げ込み)

#### 【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所	副所長	山口(内線 205)
	建設専門官	遠藤(内線 403)
TEL 0949-22-1830	占用調整課 専門官	古田(内線 407)

～ 参 考 ～

- ① 水利権とは、水を利用する権利として従来より呼び方が定着しているもの。

河川の流水を占有する権利である「水利権」の具体的内容は、その許可に附された水利使用規則によって定まる。

- ② 河川法第23条（流水の占有の許可）

河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより河川管理者からの許可を受けなければならない。

- ③ 河川法第77条（河川監理員）

河川管理者は、その職員のうちから河川監理員を命じ、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第三十条、第三十一条第二項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項の規定若しくは第二十八条若しくは第二十九条の規定に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者（第七十五条第一項若しくは第二項の規定による処分又は第九十条第一項の規定による条件に違反している者を含む。）に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせることができる。



国九整遠占調第 1006 号  
平成 23 年 1 月 31 日

医療法人 新光園  
英彦山病院 殿

河川監理員

国土交通省 九州地方整備局

遠賀川河川事務所長



## 指 示 書

英彦山病院に係る水利使用については、河川法に抵触する使用が認められたため、下記のとおり同法第 77 条第 1 項の規定に基づき是正の措置を講ずるよう指示する。

### 記

1. 違反条項 河川法第 23 条
2. 違反内容 目的（上水道）外の流水の使用
3. 是正措置
  - (1) 英彦山病院上水道水利使用規則（平成 19 年 3 月 16 日国九整 18 遠第 283 号）を遵守し水利使用を実行すること。
  - (2) 水利使用規則を遵守するため、是正計画を作成し、平成 23 年 2 月末日までに書面にて当職へ報告すること。
  - (3) 是正措置は、是正計画に基づき適正に履行すること。
  - (4) 是正措置を履行するにあたっては、法令等に基づき必要な手続きを行うこと。

担当：建設専門官 遠藤 孝司

占用調整課 専門官 古田 泰久

電話：0949-22-1830